

患者さんへ《院外処方せん》発行のお知らせ

当院では、より高い医療サービスを提供するために、

平成21年8月3日より『**医薬分業**』を実施いたします。

お薬は保険薬局の薬剤師がその処方せんを基に調剤し、患者さんにお渡しすることになります。

- 院外処方せんを受付している薬局は、**保険薬局** の看板のある薬局です。
- 院外処方せんの有効期限は、発行日も含め **4日間** です。
※ 土曜、日曜、祝祭日も4日間の中に含まれます。

医薬分業は患者さんにとって、次の利点があります

- ・ 薬剤師による、薬の十分な説明を受けられます
- ・ 処方された薬の内容について、気軽に相談できます
- ・ 薬の重複や、飲み合わせによる危険防止ができます
- ・ その他、薬や健康食品、食物について何でもお気軽に相談できます



皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます
※ご不明な点は、薬局、医事課におたずねください

KKR札幌医療センター
病院長 赤坂 嘉宣

医薬分業をご理解いただくために

医師の診察を受けたあとに、病院・診療所でお薬のかわりに処方せんが渡されます。これが「医薬分業」です。

院外処方せんにはお薬の名前や種類、量、使い方が書かれています。この処方せんを街の保険薬局にもっていくと、薬剤師が薬の量や飲み合わせ等を確認の上、調剤します。患者さんには、処方せんと引換えにお薬が渡されます。「医薬分業」は、病院機能を充実させ医療の安全向上を図るためにも必要です。今後、病院薬局の薬剤師は入院患者さんの調剤や薬の管理・説明、注射薬の無菌調剤などの業務に重点的に従事いたします。何卒、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

Q お薬だけほしい場合は、お医者さんに行かなくても薬局で調剤できますか。

A いいえ、それはできません。薬剤師は、お医者さんの診断の結果、症状に応じて出された処方せんにもとづき調剤しますので、その都度、受診しなければなりません。

Q 処方せんを薬局に持って行くと調剤の前にいろいろ聞かれますが、なぜですか。

A お薬を安全に使用していただくために必要なことをお聞きします。例えば、以前にお薬で副作用やアレルギーが起きたことはなかったか、他にどんなお薬を服用しているかなど、心配が無いことを確認して調剤します。なお、一度お聞きしたことは薬局で記録（これを「薬歴」といいます）しておき、次の調剤に役立てます。かかりつけの薬局を決めておくと、あなたの使用のお薬（2カ所以上の医療機関からのお薬や大衆薬等）の重複や相互作用をチェックできるので、より一層安全なお薬の使用が期待できます。

Q 調剤のあとで、お薬の名前や効能・効果を書いたメモを渡されることがありますが、なぜですか。

A 薬剤師は、処方されたお薬について説明することが義務づけられています。お薬の名前、形や色、用法・用量、効能・効果、副作用のほか、食事、飲物を取る上での注意、保管や服用上特に留意すべき事項などをくわしくご説明します。また、必要があればそれをメモにして患者さんにお渡します。あなたがお薬を使う上で大切なお知らせが書かれています。服用の前には必ずお読み下さい。

Q 薬局へファックスで処方せんを送ることができるかと聞きました
が。

A かかりつけの薬局に処方せんをファックスで送っておくと、実物の処方せんを薬局に持って行けばすぐにお薬を受け取ることができます。また、お体が不自由であったり、一人暮らしで薬局に行けない場合や、透析液のように持ち帰りが困難なお薬の場合などは、ご自宅までお薬をお届けすることも可能です。

Q 処方せんは、代理の者が持って行っても調剤できますか。

A 処方せんがあれば、ご本人でなくてもかまいません。患者さんはお宅でお休みになり、ご家族の方などが処方せんをお持ちになっても、調剤することができます。

Q 病院からもらった時と、お薬の料金が違うのはなぜですか。

A 処方せんにより薬局でお薬を受け取る場合、病院から直接お薬をもらうよりも患者さんの負担は若干高くなる場合があります。これは、薬局では患者さんのお薬の使用歴（薬歴）を記録したり、服薬指導を行うことによるものです。なお、病院や医院と同じように、薬局でも老人保健、乳児医療、労災保険等が適用になります。

お分かりいただけましたか？

1. かかりつけ薬局ではあなたのお薬に関する記録を保管しています。お薬に対するアレルギー、副作用等を記録しておくことで、あなたの服用するお薬の安全性を高めることができます。
2. 他の病院や診療所の処方と同じ薬が重複していたり、危険な飲み合わせがある場合など処方内容に疑問がある場合、薬剤師が医師に問い合わせ、その結果、処方内容の変更や、処方中止等の処置がとられることもあります。
3. 飲み忘れ・飲み間違いを防ぐため、1回に飲むお薬を一包にまとめたり、お薬の名前や飲み方、効能・効果や副作用などの情報を書いたメモをお渡しして説明をしたり、お薬手帳や健康手帳にお薬の情報などの記録もします。特に複数の医療機関や診療科を受診している患者さんは、是非1カ所「かかりつけ薬局」を決めて、処方せんによる調剤を受けられることをお勧めします。なお、病院から特定の保険薬局への指定、斡旋はできませんので予めご了承ください。